二　第十六号様式及び第十六号の三様式により作成した発行登録書　次に掲げる書類
イ　前号イからハまで及びホに掲げる書類
［ロ～ホ　略］
三　第十五号の二様式により作成した発行登録書　次に掲げる書類
イ　［略］
ロ　第一号ロ、ハ及びホに掲げる書類
四　第十六号の二様式により作成した発行登録書　次に掲げる書類
イ　前号に定める書類
［ロ～ニ　略］
2　発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十八条の八第二項及び第十八条の九第一項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付することができる。
一　［略］
二　第十六号様式及び第十六号の三様式により作成した発行登録書　次に掲げる書類
イ　前号に定める書類
［ロ・ハ　略］
［三・四　略］
3　次の各号に掲げる書類には、当該各号に定める翻訳文を付さなければならない。
一　第一項第二号及び第四号並びに前項第二号及び第四号に定める書類（次号に掲げるものを除く。）であって日本語により記載されていないもの　日本語による翻訳文
二　第一項第一号ホに掲げる書類並びに第十一条の二第二項第二号の二に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第十六号様式及び第十六号の三様式により作成した発行登録書を提出する場合並びに同項第五号に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第十六号の二様式により作成した発行登録書を提出する場合における第一項第二号及び第四号並びに前項第二号及び第四号に定める書類であって日本語又は英語により記載されていないもの　日本語又は英語による翻訳文
（発行登録追補書類の記載内容等）
第十八条の六　法第二十三条の八第一項の規定により登録されている特定有価証券を取得させ、又は売り付けようとする発行登録者は、当該特定有価証券の募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録追補書類三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。
［一～四　略］
五　特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。）　当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式
六　特定預託証券（第一号から第四号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。）　当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

二　［同上］
イ　前号イからハまでに掲げる書類
［ロ～ホ　同上］
三　［同上］
イ　［同上］
ロ　第一号ロ及びハに掲げる書類
四　［同上］
イ　前号イ及びロに掲げる書類
［ロ～ニ　同上］
2　［同上］
一　［同上］
二　［同上］
イ　前号に掲げる書類
［ロ・ハ　同上］
［三・四　同上］
3　第一項第二号及び第四号並びに前項第二号及び第四号に定める書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。ただし、第十一条の二第二項第二号の二に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第十六号様式及び第十六号の三様式により作成した発行登録書を提出する場合並びに同項第五号に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第十六号の二様式により作成した発行登録書を提出する場合であって、第一項第二号及び第四号並びに前項第二号及び第四号に定める書類が日本語又は英語によって記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。
（発行登録追補書類の記載内容等）
第十八条の六　［同上］
［一～四　同上］
［号を加える。］
［号を加える。］